第50号
PIWU
2016年10月1日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　鵜島　一広
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

たたかってこそ 労働組合

一緒に進もう！手とり合って

10月から、最低賃金が改訂され、生活するには依然として低すぎますが東京都の最低賃金が25円ｕｐして932円に。労働契約法18条の有期から無期労働契約への転換制度の実現と、これに伴う郵政の一年前倒し実施。これらは、労働組合のたたかいと世論と運動の力です。仲間が増えれば要求実現の大きな力となります。一緒に行動しましょう。

最賃upで時給もup

郵政で働く時給制契約社員の時給額は、地域別最低賃金（10円未満は切り上げ）プラス付加額（20円）です。外務の場合はこれに加算額（130円）がプラスされます。したがって、地域別最低賃金が上がれば時給に連動し時給アップとなります。

今回、東京では時給25円引き上げられ932円となりました。これを東京の郵政に充てれば、10円未満は切り上げられますから940円となり、付加額20円がプラスされ960円となります。（外務は加算額130円を加えて1090円）これが今後の時給制契約社員の基本給となります。

これは、「どこでも誰でも今すぐ1000円に、1500円をめざす」との労働組合のたたかいと、「貧困と格差をなくせ！」との世論と運動が、政府の24円（3％）を1円上回る全国平均25円となりました。

再雇用の賃下げ違法＝改善求める

郵政の再雇用社員の賃金は、定年前後の仕事の内容や責任の重さは変わらないにもかかわらず、賃金だけが概ね40％前後引き下げられ、夏期・年末一時金も低くなっています。高齢だからと仕事量が軽減されるわけでもなく、一般社員と同じ仕事量を任されている再雇用社員は、年金受給年齢が段階的に引き上げられ、生活を切り詰めざるを得ません。

改正労働契約法20条は、有期雇用を理由とした労働条件の格差を禁止しました。5月13日の東京地裁判決は、再雇用社員の賃金引き下げは労契法20条違反だとして横浜の運送会社で働く再雇用社員の訴えを全面的に認めました。

8月、郵政ユニオンは、法の趣旨、判決に照らして再雇用社員の均等待遇と賃金改善を求めました。

雇止めの不安解消＝無期転換に移行

2013年4月1日に施行された労働契約法18条は、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申し込みにより（自動転換ではない）期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度です。ただし、労働条件は「別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同じ」とされています。

郵政ユニオンは直ちに「5年を待たずに3年で・・・」と会社に求めてきました。法律に基づく無期転換時期は2018年4月ですが、会社は、今年の春闘で「2016年10月に前倒しして実施」することを提案してきました。このことは一歩前進ですが、10月以降の採用者に新たなハードルも提案してきました。